

2019年度第13回役員会議事概要

- 1 日 時 2020年1月7日(火) 9:00~10:46
- 2 出席者 大西学長, 寺嶋理事, 神野理事
- 3 列席者 佐藤監事, 牧監事, 児島事務局長, 小沢事務局次長(管理・運営担当), 山内事務局次長(企画・評価担当)
- 4 欠席者 大貝理事
- 5 場 所 学長室
- 6 議 題

[審議事項]

- (1) 2019年度研究・教育・社会貢献活動等表彰及び特別貢献手当について

[報告事項]

- (1) 2020年度国立大学法人豊橋技術科学大学役員等について
- (2) 令和2年度国立大学法人運営費交付金等について
- (3) 国立大学改革方針への対応について
- (4) 国立大学法人ガバナンス・コードについて
- (5) 平成30年度決算検査報告説明会について

7 議 事

議事に先立ち、2019年度第11回議事要録(案)及び第12回議事要録(案)について、原案のとおり確認された。

[審議事項]

- (1) 2019年度研究・教育・社会貢献活動等表彰及び特別貢献手当について
事務局長及び総務課長から、資料「審議1」に基づき、2019年度研究、教育、社会貢献活動等に係る表彰及び特別貢献手当について説明があり、審議の結果、以下のとおり承認された。

【研究活動表彰及び特別貢献手当】

- ・国立大学法人豊橋技術科学大学特別貢献手当支給細則(以下「支給細則」という。))第2条第1項第1号に規定する役員会の議を経て学長が定める率を5%、役員会の議を経て学長の定める額を1万円とする。
- ・国立大学法人豊橋技術科学大学研究・教育・社会貢献活動等表彰要項(以下「表彰要項」という。))第3条に規定する役員会の議を経て学長が定める額は、30万円以上とするが、外部資金の獲得状況等については現在整理中であり、金額を確認した上で、額の見直しが必要となる場合は学長一任にて変更を行う。

【社会貢献活動表彰及び特別貢献手当】

- ・支給細則第2条第1項第3号により学長が認めた職員(表彰要項第11条に基づき学長が決定した社会貢献活動表彰者)に対する、支給細則第3条第1項第4号の規定により役員会の議を経て学長が定めた額は、15万円とする。

【教育・研究等特別表彰対象者及び特別貢献手当】

- ・該当事項がある場合、次回以降の会議にて別途審議を行う。

【各表彰及び特別貢献手当に関する共通事項】

- ・表彰状授与日は、2020年3月12日(予定)とする。
- ・支給細則第4条に規定する役員会の議を経て学長が決定する日(支給日)は、3月の給与支給日とする。

[報告事項]

- (1) 2020年度国立大学法人豊橋技術科学大学役員等について
寺嶋理事から、資料「報告1」に基づき、2020年度国立大学法人豊橋技術科学大学役員等（予定者）について、報告があった。
- (2) 令和2年度国立大学法人運営費交付金等について
事務局長及び会計課長から、資料「報告2」に基づき、令和2年度国立大学法人運営費交付金等の概要について、報告があった。
- (3) 国立大学改革方針への対応について
学長、寺嶋理事及び学長戦略企画課長から、資料「報告3」に基づき、国立大学改革方針に基づく文部科学省との対話に係る調書の概要について説明があり、併せて12月20日付けで本調書を文部科学省へ提出した旨、報告があった。
- (4) 国立大学法人ガバナンス・コードについて
学長から、資料「報告4」に基づき、国立大学法人ガバナンス・コードについて、概要等の報告があった。
- (5) 平成30年度決算検査報告説明会について
牧監事及び事務局長から、資料「報告5」に基づき、平成30年度決算検査報告説明会について、報告があった。

以 上